

川崎市立川崎病院外来手術室部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院外来手術室部会（以下「部会」という。）の設置、運営等に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 部会は、川崎市立川崎病院長（以下「病院長」という。）の諮問機関としての役割を担って、川崎市立川崎病院外来手術部門の安全かつ円滑な運営に必要な事項の検討、調査審議及び提言を行うために部会を設置する。

(審議事項及び所掌事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項について審議及び提言を行う。

- (1) 外来手術室を安全に運営するための必要事項に関すること。
- (2) 外来手術室を効率的に運営するための必要事項に関すること。
- (3) 手術記録の管理に関すること。
- (4) 病院長からの諮問事項に関すること。
- (5) その他部会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成等)

第4条 部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。

- 2 部会長及び副部会長は、病院長が川崎市立川崎病院三役会（以下「三役会」という。）に諮って任命する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在のときは、部会長の職務を代行する。
- 5 部会員は、各診療科の部長が推薦した者を、病院長が、三役会に諮って任命する。

6 書記は、部会員の中から、部会長が部会に諮って決定する。

(任期)

第5条 部会長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任が任命されるまでの間は、引き続き部会長等としての職務を遂行する。

2 任期内に交替する場合は、前任者の残任期間とする。

3 部会長等の再任は、妨げない。

(部会)

第6条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、必要に応じて開催する。

3 部会は、部会員の過半数の出席をもって成立する。

4 部会において必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(報告等)

第7条 部会で審議された事項は、三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。